

京都市消防局訓令乙第10号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防職員の服務に関する規程の一部を次のように改正する。

平成30年3月29日

京都市消防局長 荒木 俊晴

第20条第1項中「第2条第4項第3号から第7号までに掲げる」を「第8条から第10条まで、第12条及び第13条に規定する」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局総務部人事課)